

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	3	府 省 庁 名	環境省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （狩猟税）		
要望 項目名	クマ等の緊急時における対応体制整備の促進を目的とした特例措置の創設		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ① 緊急銃猟に従事者が行う狩猟者の登録 ・ 鳥獣保護管理法第34条の2に基づく緊急銃猟を実施する者 ② クマの捕獲に従事する者が行う狩猟者の登録 ・ 鳥獣保護管理法第9条に基づく許可捕獲においてクマを捕獲する者 ・ 鳥獣保護管理法第14条の2に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業においてクマを捕獲する者 ・ 特例措置の内容 ①及び②に係る狩猟税を課税免除とする。		
関係条文	地方税法第700条の52、地方税法附則第32条及び第32条の2		
減収 見込額	[初年度] ▲56 (ー) [平年度] ▲56 (ー) [改正増減収額] ー (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 昨年、クマによる死者数が過去最多を更新した。さらに、クマ本来の生息域である森林に近い環境だけでなく、多くの地域でクマが市街地に侵入するなど、人身被害が増大・多様化・広域化している他、イノシシについても同様に市街地における人身被害が発生しており、クマやイノシシが国民の安全・安心を脅かす深刻な事態となっている。 こうした状況を踏まえ、鳥獣保護管理法の改正（令和7年4月成立、9月施行）により、市街地においてクマやイノシシに対し銃猟が可能となる緊急銃猟制度が創設された。 また、令和7年11月に、人とクマのすみ分け実現に向けて、クマ被害対策等に関する関係閣僚会議が「クマ被害対策パッケージ」を決定。人の生活圏からクマを排除するとともに、周辺地域等における捕獲等を強化することで、増えすぎたクマの個体数の削減・管理の徹底を図ることとされた。 さらに、令和8年3月に、クマ被害対策の継続的かつ効果的な推進を図るため、同会議が「クマ被害対策ロードマップ」を決定。同ロードマップでは、「関係省庁が一体となって政策資源を総動員」することや、目指す将来像として、クマ出没時の対応体制が確立され、人とクマのすみ分けを実現し、国民の命と暮らしを守ることが掲げられた。また、個体数管理の強化や人材確保・育成（ガバメントハンターを含む捕獲者の確保、高度な捕獲技術者育成）等が提示された。 本要望は、上記のような人身被害等の状況とそれに対応するための緊急銃猟制度の創設を踏まえ、クマ等の被害対策をさらに推進するため、必要な人材の確保・育成を目的として、新たに、狩猟税の非課税措置を求めるものである。 (2) 施策の必要性 (1)のような近年の状況変化を踏まえ、緊急銃猟制度においては、危険鳥獣の銃猟が可能な私人にのみ依存せず、捕獲に従事する者や当該制度を含めクマの捕獲に従事する者の育成・確保が急務となっている。また、クマ被害対策ロードマップに基づき、政府としてあらゆる政策資源を総動員してクマ対策を進める中で、捕獲の担い手の確保のための取組をより一層進めていくことが求められている。さらに、緊急銃猟制度		

	の対象となる危険鳥獣にはイノシシも含まれている。イノシシも、クマ同様市街地等に出没した場合には、生命に対する危険性が高い動物である。クマのみならず、イノシシに対する緊急銃猟の実施例もあり、クマに限定されない緊急銃猟の体制確保が求められる。 狩猟税については、これまで実施されてきた現行の減免措置により、狩猟免許所持者数が増加している傾向が認められており、税制措置が人材確保・育成に効果があることが明らかとなっている。このため、今回要求している税制措置要望が認められることで、クマ対策等の人材確保が一層推進されることが期待される。 以上のとおり、本要望は、国民の安全とクマ等の野生鳥獣との共存の実現のために必要不可欠な措置である。
本要望に 対応する 縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進 5-3 野生生物の保護管理
		政策の達成目標	緊急銃猟制度の体制確保、クマ類捕獲に係る人材の確保
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	5年間（令和9年4月1日～令和14年3月31日）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	クマの捕獲を実施する技術を有する狩猟者及びイノシシの緊急銃猟に従事する狩猟者 推定 3390 人 (令和12年度見込み)
		要望の措置の効果見込み （手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	〔指定管理鳥獣対策事業費〕 令和8年度 52.5 億円（令和7年度補正：48.6 億円）の内数 ・クマ類の保護・管理に係る専門人材の育成
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	指定管理鳥獣捕獲等事業交付金では、認定鳥獣捕獲等事業者等に対する研修会の開催等を支援することで、捕獲者の育成・確保を図るとともに、都道府県等が行う指定管理鳥獣（ニホンジカ、イノシシ、クマ）の捕獲事業等を支援している。一方、特例措置は、危険鳥獣の捕獲の担い手の中核となり、対策を牽引する者に対する経済的負担軽減のインセンティブを付与するものであり、緊急銃猟の従事者やクマ等の捕獲従事者の増加による、自治体の捕獲体制強化及び、それらの者による狩猟における捕獲を促進する措置として必要。
		要望の措置の妥当性	クマ類を主とする危険鳥獣捕獲の担い手確保及び体制構築による人の生命への危険の排除は、国民の安全の確保と野生鳥獣との共生の観点で不可欠である。また、当該措置は、緊急銃猟時以外にも出猟するインセンティブとなり、狩猟者の技術の成熟や現場に対する深い理解に繋がり、結果的に対策体制の質向上にもつながることが期待される。こうした観点から、緊急性の高い危険鳥獣捕獲に従事する者の税負担を軽減することにより、緊急銃猟の従事者の確保やクマ類の捕獲事業従事者確保へのインセンティブを付与する本特例措置を講じることは妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		—